

○市が合併処理浄化槽を設置します！ ～4月から令和3年度の申請を受け付け～

古い単独処理浄化槽からの入れ替えや、水洗トイレへの改修などでくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をお考えの方、市の戸別合併処理浄化槽設置事業を利用して転換を行う場合、次の通り上限30万円の補助金を交付します！

戸別合併処理浄化槽設置事業

対 象 合併処理浄化槽処理区域の専用住宅

この事業へ申し込まれた場合、次の負担で浄化槽（本体）を設置することができます。

○5～7人槽の設置負担金 10万円（配管費用は別途個人負担）

○10人槽の設置負担金 13万円（ ” ” ）

さらに、この事業で単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、既存の単独処理浄化槽（くみ取り便槽）の撤去費用に10万円、配管工事に要する費用に20万円、合わせて上限30万円を補助します。（所要額が30万円未満の場合はかかった費用）

申請締切日：11月30日(火)

○浄化槽をお使いの方へ

浄化槽の「保守点検」、「清掃」は管理者の義務です。
浄化槽法により「法定検査は受けなければならない」と定められています。



保守点検

装置の調整、消毒薬の補充など、浄化槽のメンテナンスを行います。

清 掃



浄化槽内では微生物が分解できない固形物が汚泥として堆積します。汚泥は引抜きして内部を洗浄しなければ、浄化槽の機能が低下したり、汚泥の重みで部品が破損するなど故障の原因にもなるため、法令により年1回以上清掃を行うことが義務付けられています。

令和3年1月から、「清掃作業」を実施したことを表すシールが貼られます。



清掃を実施した日

くみ取った量

浄化槽の清掃を実施したご家庭のプロウ（送風機）や法定検査済証の近くなどに「清掃作業」の記録シールが貼られることになりました。

このシールは、清掃の実施日やくみ取った汚泥の量を維持管理に携わる関係者が共有することで、管理状況の確認や、次の清掃時期の目安として適正管理に役立てるため、市および近隣の4町で浄化槽清掃業の許可を受けた業者が共同で実施するものです。

法定検査



法定検査は、保守点検や清掃が適正に行われているかを検査するとともに、浄化槽放流水の水質を計測して、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものであり、保守点検を行っていても、その目的が異なるため、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

設置事業、維持管理（業者一覧など）については、市HPより環境部下水道課のページをご覧ください。

☎下水道課 ☎25-5218